

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和7年 9月17日

島根県津和野町

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

津和野町は、島根県の西端部に位置する人口約6千人の町であり、清流日本一に9回選ばれた高津川とその支流の津和野川に沿って集落が形成され、急傾斜の山々に囲まれている。町の総面積は307km²で全体の90%を山林が占める中山間地の農村で、古くからアカマツの生産や薪炭林として山林を活用してきたことから、戦後の拡大造林期においても人工造林の取り組みが遅れて人工林率は約35%と全国平均よりも低い状況にある。高齢化、過疎化により耕作放棄地が拡大する中で、主要作物である水稻、山菜、ワサビ、柿などの生産が行われている。

林業分野では、長引く原木価格の低迷などにより森林整備の遅れや林業従事者の高齢化による生産活動の低下が続いている、伐採期を迎える森林や長伐期施業を必要とする森林が増加しつつあるものの、利用期を迎えた多くの人工林資源や未利用間伐材等の有効活用をいかにして推進するかが大きな課題となっている。

本町では、令和4年3月4日の町議会において町長が「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、今後は町だけではなく事業体や関係機関、そして町民の活動として二酸化炭素排出抑制の取り組みを国や県とともに推進していくことを目標として定めた。その取り組みの中でも中心となるのが木質バイオマスガス化発電である。これからは再生可能エネルギーによる利益を地域へ還元する仕組みや循環型社会を構築する仕組みを構築して、地域の関連産業の創出と地域活性化を進めて地域振興へつなげることを目指すものとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	面積 (m ²)	備 考
津和野町枕瀬 779番地1	1,160 m ²	木質バイオマスガス化発電施設

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備種類	発電設備の規模	備 考
木質バイオマスガス化発電	500KW程度	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域
該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

番号	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組み内容	備考
①	木質バイオマスガス化発電事業者が、発電の原料として地域の未利用材等地域の林業事業体や自伐（型）林家から、また未利用材等のチップ	

	<p>を流域の林業事業体から、長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、未利用材の利用拡大につなげ地域林業の活性化に寄与する取り組み。</p> <p>利用比率については、全体の8割以上を流域において確保することを目標とする。</p>	
②	<p>町内の温浴施設には温泉の加温用チップボイラー、重油でのボイラーが設置されている。</p> <p>発電に利用する適正な含水率の木質チップを温浴施設にも供給し、チップボイラーで利用することにより温浴施設での化石燃料の使用量抑制、運営費の圧縮に寄与できる可能性がある。</p>	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(1) 自然環境の保全との調査

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分な配慮を行う。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、施設設備等の立地場所の周辺環境について、津和野町景観条例等に準じてこれらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進により農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマスガス化発電において、燃料として必要となる木質チップの原料となる間伐材を中心とした未利用材の安定供給を図り、地域の農林漁業の健全な発展に資する取り組みを行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

上記（1）の目標達成度合いを確認するため、平成29年8月21日に設立した津和野町木質バイオマスエネルギー活用推進協議会において毎年度、認定設備整備計画の実施状況、稼働状況を協議し、目標が達成されていない場合には達成に向けて必要な改善策を講じることとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止または終了時には、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、再生可能エネルギー発電施設設備を発電事業者の負担と責任において撤去し、原状回復を行うことを基本とする。ただし、原状回復が困難な場合は、地権者と発電事業者におい

て協議を行い、合意の下でその処理を行うこととする。

設備整備計画の審査を行う際は、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償等について、地権者と発電事業者との間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転促進事業に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取り組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知することを基本とする。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が最新の計画であり、実施される見込みが確実であることと、事業撤退時の施設設備の取り扱いに関する契約について確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

津和野町、再生可能エネルギー発電事業者、農業協同組合、森林組合、土地改良区等の関係者、その他関連団体等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

(4) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加や、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者による設備整備の提案など、基本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮し、適宜、基本計画の見直しを行うこととする。